

近畿地方における享保17年の蝗害と取箇の分布

池内長良

- I. はじめに
- II. 出穂期以後の天候と稲虫
 - (1) 天候
 - (2) 稲虫の発生状況
- III. 近畿における蝗害の位置づけ
 - (1) 享保17年
 - (2) 明治30年・昭和15年
- IV. 取箇の地域性
 - (1) 尼崎藩瓦林組
 - (2) 平野郷町
- V. 取箇の実態
 - (1) 概観
 - (2) 畿内筋
 - (3) 周辺筋
- VI. おわりに

I. はじめに

自然の異変は、特に近世においては直ちに不作、凶作に結びついた。天保4(1833)年、同7年、明治に入って同2(1869)年、17年(以上冷害)、30年(蝗害)、35年、38年、大正2(1913)年、昭和6(1931)年(以上冷害)と、大凶作が頻発した。

凶作・飢饉に対する関心の高まりの中で、明治26年には『日本災異志』¹⁾が編集された。これは災害にかかわった213の資料を、災害別13部に分類し、年次別に収録し、さらにこれをまとめ、発生頻度が統計的に算定されている。昭和11年には、災害関係の資料494を網羅した『日本凶荒史考』²⁾が編集された。これによって、古代～近世の凶作・飢饉の検索がほぼ可能になった。こ

の中に、特に享保17～18(1732～33)年(資料30, 頁数86, 以下同じ)、天明3～7(1783～87)年(58, 180)、天保4～8(1833～37)年(60, 164)の、いわゆる近世の3大飢饉の資料が集積されている。

近世末期の天明、天保の飢饉については、資料等も豊富で、東日本を中心に多くの研究が蓄積されている³⁾⁴⁾。享保飢饉関係は、資料的な制約もあり、大きく立ち遅れていた。しかし、昭和54～55年、幕府が私領・幕領の救済にかかわった関係文書が『虫附損毛留書』として影印(国立公文書館)された⁵⁾⁶⁾⁷⁾。すでに内容の一部は、前記の『日本災異志』、『日本凶荒史考』、また『大阪編年史第8巻』等に引用されていたが、この出版で全貌が明らかになり、享保飢饉の研究に画期的な意義を持つことになった。この資料を中心に、すでに筆者は虫付き損毛状況の地域性⁸⁾、作柄に対応した私領・幕府領の救済⁹⁾を論じた。また、柳谷は、救済のため緊急用として諸藩に管理を委託した城詰米の西日本への回米を論じた¹⁰⁾。

さて、森は近畿における享保改革期の定免制、田方勝手作仕法(享保20年以降)、有毛検見取法(定免制と田方勝手作仕法と結合、延享2年以降実施)に至る年貢増徴策を明らかにした¹¹⁾。この研究の過程で「免定」等の多くの村方文書が収録され、この中に享保17年の取箇・租率等の判明したものも多い。

森が享保以後の取箇の上昇に注目したのに対し、筆者は享保17年の取箇の落ち込みに着目した。不作・凶作は、取箇の落ち込みによって認識される。しかし、一定の損毛以内では、作柄

が取箇に連動しない場合がある。これは蝗害の周辺地域で当然予想され、瓦林組の事例で明らかにしたい。畿内筋の大和・河内・和泉・摂津は、綿作の中心地で、田方の半分以上に作付けされた村方もある。田方綿作地は、稲虫の加害から除外され、したがって、取箇にも当然影響が現われたはずである。これを平野郷町の事例で明らかにしたい。

享保10年代は近畿は災害が頻発し、取箇は連年落ち込んだ。しかし、同14年の作柄は安定し、一部の例外を除いて、幕府領でも定免が適用された。したがって、同14年の取箇を基準に、同20年までの年次ごとの比率を算定し、この落ち込みの中で17年の取箇を位置づけた。

なお、享保17年の西日本の天候については、稲の出穂期を含んだ7月末までについては、別稿で明らかにした。近畿の場合は、稲（生毛）が収穫期まで持ち越され、この間の天候と、稲虫の発生状況を明らかにする必要がある。また、明治30年、昭和15年の大蝗害とも対比して、享保17年の近畿における損毛を位置づけよう。

II. 出穂期以後の天候と稲虫

(1) 天候

九州と中・四国の西部は、「予州松山領当夏中より虫付痛立毛皆無程ニ相見……（伊予松山藩7月29日届）、「……皆無程ニ相見申候由先達而申上候、猶又吟味仕候処皆無……」¹²⁾（同藩8月6日届）とあるように、7月末までにほぼ皆損状態となった。しかし、近畿では「……稲刈上申候処、正米取実無御座収納ニ至……」¹³⁾（摂津三田藩届）とあるように、稲（生毛）は収穫期まで持ち越された。

摂津平野郷町の稲作の検見願書には、次のように記されている。すなわち、「……田畑稲作之儀、根付候以後度々長雨ニ而水底ニ罷成、殊之外痛候得共、出来高相応ニ相見江申候……其後段々稲刈取申候以外虫付御座候故、取実無御座年貢不足仕候様之稲作余程御座候ニ付、其上当月廿日ハ昼夜打続大雨ニ而、虫強稲作ハ藁之くさり弥御年貢不足仕……」¹⁴⁾とあるように、長

雨による水損はあったものの、相応の作柄に見えた。しかし、刈り上げ（早稲）で予想以上の損毛が明らかになった。さらに、8月12日からの大雨は稲を倒伏させ、損毛は一層強まり、年貢は余程不足するであろうと指摘している。

表1は、摂津池田の6月下旬～9月中旬の天候を表記したものである¹⁵⁾。8月以降の大雨（大降）の記録は、8月12日、17日、21日、28日、29日、9月14日、15日の7回ある。この時期、すなわち8月12日（新暦換算9月30日）～9月15日（11月2日）は、収穫期に当たっており、虫付きによる倒伏した稲穂の腐食は蝗害を一層助長させた。綿作についても、収穫期の降雨は悪綿に直結したことはもちろんである。

(2) 稲虫の発生状況

和泉和泉郡助松村の庄屋日記¹⁶⁾、享保17年の条に、稲虫の生態についての詳細な記述がある。以下にこれを引用した。

「稲毛七月中旬より虫付き、少シツ、六月下旬ヨリ有之よし、此虫ありまきのことくにて、稲のくきの水きわ一寸はかりに夥敷取付……又飛候むしハ、おとの様成虫にて色くろく、右之ありまき虫ニはねを生じ候にて候、比虫稲葉にとまり、葉并穂をことごとく吸からし申候、その夥敷事雲霞のことしと、又くきの中に虫は、米之虫之様成白き虫也、是ハいつも少しツ、ハあれと、今年ハ伊賀稲などのうんか喰残りのくきに、一本に四ツ、五ツ、又九ツ、八ツも有之、ことごとく喰くさらし、惣て晩稲ハ虫すくなし……」。

この記載によると、3種の稲虫の発生していることがわかる。まず、稲茎の水際に、アリマキのようにおびただしく取りついたとあるのは、ウンカの幼虫を指摘したものであろう。飛び候虫、すなわちアリマキに羽の生えたような虫、これはウンカの成虫と推定され、ウンカの異常発生であったことがわかる。稲茎の中の白い虫は、「米の虫のような白き虫」と表現されているが、これはもちろんメイチュウを指したものである。毎年少しは発生しているが、今年はウン

表1 摂津池田の天候表 享保17年（新暦換算8月10日～11月5日）

換算月日	記載月日	事 項	換算月日	記載月日	事 項
8.10	6.20	天気 夜4ツ少シフリ	9.25	8.7	〃
11	21	〃	26	8	時々少シコボレ
12	22	〃	27	9	天気
13	23	〃	28	10	〃
14	24	〃	29	11	〃
15	25	〃	30	12	時々フリ、夜7ツ時マデ大ブリ、夜5ツ過ヨリ風吹ク
16	26	〃 8ツ時少シコボレ			
17	27	〃 〃 〃	10.1	13	天気
18	28	天気	2	14	〃
19	29	〃	3	15	〃
20	7.1	5ツ過ニ少シフリ、雷鳴ル	4	16	〃
21	2	8ツニ雷夕立	5	17	曇 9ツ時ヨリ少シツツフリ、暮方ヨリ夜大ブリ4ツ時マデ
22	3	天気			
23	4	〃	6	18	天気
24	5	〃	7	19	〃
25	6	〃	8	20	〃
26	7	曇 少シコボレ	9	21	朝6ツ時ヨリコボレ9ツ時ヨリ7ツ前マデ大ブリ、夜大ブリ
27	8	天気			
28	9	〃	10	22	8ツ時天気
29	10	〃	11	23	7ツヨリフリ
30	11	夕方少シコボレ	12	24	天気
31	12	天気	13	25	4ツ時ヨリフリ、8ツ時ヨリ天気
9.1	13	〃			
2	14	〃	14	26	天気
3	15	〃	15	27	曇 時々フリ
4	16	〃 朝6ツ時少シ夕立	16	28	7ツ時ヨリ大ブリ
5	17	9ツ時少シコボレ、ヨイニ少シフリ	17	29	大ブリ
6	18	8ツ時ニ夕立	18	30	4ツ時ヨリ天気
7	19	8ツ～夜5ツ時マデフリ、マタ少シフリ	19	9.1	天気
8	20	天気	20	2	〃
9	21	〃	21	3	〃
10	22	〃	22	4	〃
11	23	〃 夜4ツ時大夕立	23	5	朝ヨリ少シツツフリ
12	24	5ツ過ヨリ曇少シツツフリ8ツヨリ暮マデ大ブリ	24	6	曇 6ツ時ヨリフリ
13	25	天気	25	7	7ツ時マデフリ、夜4ツ時マデ少シツツフリ
14	26	朝ヨリ少シツツ時雨	26	8	9ツ時マデ曇
15	27	天気	27	9	天気
16	28	〃	28	10	〃
17	29	〃 夕方6ツ少シコボレ	29	11	〃
18	30	〃	30	12	〃
19	8.1	〃	31	13	夕方6ツ前ヨリフリ
20	2	〃	11.1	14	天気 夜8ツ時ヨリフリ、夜8ツ時ヨリ大ブリ
21	3	〃 夜4ツ時マデフリ	2	15	4ツ時マデ大ブリ
22	4	〃 8ツ時マデフリ	3	16	天気
23	5	天気	4	17	〃
24	6	〃	5	18	7ツヨリフリ、夜時雨

『池田市史資料編』から作成

カの食い残した稲茎に集団で食い込み、稲茎を食い枯したと指摘している。このメイチュウは、一本の稲茎に群がって食い込んでいることから、ニカメイチュウで、単独で稲茎に食い込むサンカメイチュウではない。

畿内筋幕府代官上林又兵衛の支配地、摂津からの注進に「……去月上旬より虫附、枯穂二成候ニ付……」¹⁷⁾(8月7日届)、また、平岡彦兵衛の支配地摂津・河内からの注進に「当月初頃より稲作・木綿作虫附段々多罷成、色々虫送り仕候得共相止不申、早稲之分枯穂二成……」¹⁸⁾(7月28日届)とある。この両注進の「枯穂」は、白穂・穂枯と同じ現象を意味したものであろう。白穂はメイチュウの典型的な被害型で、

熊本藩では災害の中に「虫入」・「穂枯」の区分があるが、前者はウンカ、後者はメイチュウによるものと推定されている¹⁹⁾。

III. 近畿における蝗害の位置づけ

(1) 享保17年

『日本災異志』によると、享保17(1732)年の蝗害による損毛高は173万3,490石余と収録されている。これは拝借金の貸与された45藩の取箇減少分に当たるもので、損毛高(明治以後の減収高)ではない。筆者は拝借金の貸与された領分の損毛高については、秋月藩の要領によって推定した。

表2 享保17年の損毛高(推定)

(単位:石)

地域	私領			幕府領		損毛高 合計	
	石高(A)	損毛高(B)	損毛率(C) (B)/(A)%	石高(D)	損毛高(D)×(C)		
九州	3,380,635	2,482,478	73.4	151,695	111,344	2,593,822	
中国	山陰	740,282	386,839	52.3	58,940	30,825	417,664
	山陽	1,497,758	742,343	49.6	309,840	153,680	896,023
四国	1,055,831	551,405	52.2	22,072	11,521	562,926	
近畿	1,372,525	526,196	38.3	767,903	294,106	820,302	
計	8,047,031	4,689,261	58.3	1,310,450	601,476	5,290,737	

注) 綿作・水損分も含まれている
 (『虫附損毛留書』より作成)

表3 拝借金の貸与された和歌山・岸和田藩の損毛・取箇届

藩	損毛届		取箇届	
和歌山藩 石 555,200 (紀伊 伊勢)	10月20日届出		11月6日届出	
	四方虫付 虫付当毛荒 虫付大傷	315,500石 126,205〃 189,305〃	田畑虫付等 水荒 虫付当毛荒 虫付大傷 風雨・水入・潮入場	344,416石余 113〃 128,234〃 188,909〃 26,146〃
岸和田藩 石 53,000 (和泉)	9月18日届出		10月29日届出	
	虫付損毛	20,500石余	追加分 追加分を合わせ うち稲方 木綿方	9,161石余 29,661〃 24,200〃 5,461〃

注1) 損毛高は老中に届けられたのち、直ちに勘定奉行に回達された。

2) 取箇届は勘定奉行宛
 (『虫附損毛留書』より作成)

表4 2国以上にまたがった所領の損毛状況（近畿にかかわったもの）

藩	志摩	伊勢	大和	河内	和泉	近江	山城	丹波	摂津	播磨	淡路	阿波	讃岐	備中	その他
鳥羽 3万石	○														
	17	55													
小泉 1万1,000石 (大和郡山市)			○												
			39	75	57		34		70						
			虫水	虫水											
淀 10万3,000石				届なし		12	21		81						越後領 下総領 届なし
						水	水								
麻田 1万石 (大阪豊中市)									○						
									28					33	
三田 3万6,000石									○						
								21	52						
亀山 5万石 (京都亀岡市)								○							74
								29							
岡田 1万石 (吉備郡真備町)					38					53				○	美濃領 届なし
														74	
徳島 25万7,000石												○			
											12	31			
丸亀 6万3,000石													○		
										18			6		

○印は城地
 (『虫附損毛留書』より作成)

享保17年取箇 前5カ年平均租率 有毛高
 $4,482石866 \div 0.3746 = 11,967石07$
 領知高 有毛高 損毛高
 $50,000石 - 11,967石07 = 38,032石92$

損毛高の届けは、ごく早い時期に届けられたものもあり、推定の資料としては適切ではない。したがって、領主は領内の「免定」を終えた時点で「取箇書付」を幕府に届けたが、この取箇を推定のベースとした。

取箇届けのない私領は、損毛届けによらざるを得なかった。この記載には、損毛高・皆無引・当荒・半所務・大傷等の用語が使用されている。損毛高・皆無引・当荒は100%、大傷70%、半所務50%、不作引は40%に換算した。また、幕府領は損毛届けもなく、したがって、各地域の損毛率をそのまま適用した。表2は、上記の手順で推定した地域別の損毛高・損毛率を示したものである。これによると、享保17年の損毛高は

529万石余と推定され、このうち近畿の損毛高は82万石余、損毛率は38.3%と推定された。

拝借金の貸与された和歌山藩・岸和田藩は、近畿での蝗害の中心であった。しかし、和歌山藩の場合、表3に示したように、最初の届けに対しては、幕府勘定奉行は貸与に難色を示した²⁰⁾。これは大傷分の換算による貸与条件の充足が不確定なためであった。しかし、老中の配慮による次回の届けは、拝借金の貸与からは除外されるはずの、風雨・水損分が追加され、また、これと前後して届けられた取箇でも、貸与条件が充足されていた。岸和田藩の場合では、木綿作の虫付き(油虫)損毛分が合算され、条件ぎりぎり貸与された²¹⁾。近畿では6人の旗本領に貸与されているが、大名領のような取箇の厳しい吟味はなかった。

この2藩の損毛に次いで、播磨明石藩(明石・美囊郡)の55.3%(9月19日届)、大和小泉藩

50.8% (10月22日届), 摂津三田藩50% (18年1月19日届), 摂津尼崎藩の43.6% (11月24日届)の順である。このうち小泉藩は取箇3,010石, これは年平均取箇6,320石の44%で, 条件(50%を下回ることは)充足したが, 水損分を除くと460石の超過で, 拝借金は貸与されなかった²²⁾。

近畿に藩領があって, 2国以上にまたがった領分別の損毛率を表4に示した。これによると, 鳥羽藩の伊勢領分55%, 志摩領分を大きく上回る。小泉藩の河内領分は75%であるが, 水損を多分に含み, 虫付き損毛では, 摂津領の70%が上回った。淀藩では, 近畿に所在する領分のうち, 河内領からの届けはない。摂津領(島下郡)の損毛率81%は異常に高い。三田藩摂津領(有馬郡)の52%は, 丹波領(水上郡)を大きく上回っている。亀山藩の領分は, 丹波と備中(届けは浅口郡)に分布するが, 後者は74%で, 両者に大差がある。上記の損毛率の分布状況から, 近畿における蝗害の中心は, 紀伊, 和泉に加え, 伊勢, 摂津~播磨の東部にまたがっていたことがほぼ明らかになった。

(2) 明治30年・昭和15年

明治30(1897)年の蝗害は全国的規模で展開し, 減収高は639万2,183石余に達した。減収率30%以上の府県は, 新潟県の55.6%を最高に, 石川, 福井, 広島, 香川, 島根, 富山の7県で, 激甚地域は裏日本を中心に, 一部西日本にまたがった。近畿の減収高は71万9,091石で, 享保17年の推定損毛高をやや下回っている。近畿で減収率10%以上は, 大阪25.5%, 兵庫14.5%, 和歌山12.4%の府県である²³⁾。

昭和15(1940)年の蝗害は, 西日本と東海地方に限られ, 減収高は156万8,761石余であった。減収率10%以上の府県は, 佐賀の18.8%を最高に, 鹿児島, 大分, 熊本, それに和歌山の10.5%であった。近畿で和歌山県に次ぐのは, 大阪5.9%, 奈良の5.4%で, 近畿の減収高は17万5,559石である。この年の和歌山県のウンカ発生

状況について, 次のように報告されている。「トビイロウンカが多発し, 坪枯れ状態で局部的に火焼した如く現われ……幼虫は株の周囲よりも内部に隠れて棲息加害するものがあり, 又成虫は上方にあって穂に寄生加害するもので, 出穂期から始まって登熟期までの加害は, 極めて大きいものと認められた」²⁴⁾。

IV. 取箇の地域性

(1) 尼崎藩瓦林組

武庫川下流部に分布する摂津尼崎藩瓦林組20カ村(武庫郡19カ村, 川辺郡1カ村)は, 上瓦林村大庄屋の岡本字兵衛によって統轄された²⁵⁾。20カ村には枝村4カ村(上瓦林村には助兵衛新田村, 荒木新田村, 西新田村には又兵衛新田村, 道意新田村)が含まれている。この領域の北半部は扇状地, 南半部は三角州面で, 中央部を南北に武庫川が流れ, 度々氾濫を繰り返した。

稲作と競合関係にあった田方木綿作は, 享保17年当時, 減少傾向を示していた²⁶⁾。綿作が田方の20%以上を占めたのは, 山田村の40%, 下瓦林村の22%の2カ村である。西小屋村(標高18m, 20カ村で最高)は, 田方26町6反余のうち, 稲作5町6反余, 綿作1反4畝で田方面積との食い違いが大きい。これについて, 隣村山田村の事例は「惣田方貳拾壹町壹反余, 内七反余御免下ヶ引除ク残貳拾町四反」, すなわち, 田方のうち7反余が免下げで除かれている。西小屋村の場合も, 灌漑水の乏しい田方が, 「田畑成」, すなわち, 実質的に畑方として取り扱われたものと推測される。

虫付き損毛の激化に際し, 享保17年7月末~8月にかけて, 田方一筆ごとの「虫入皆無畝」, 「虫入田地書上帳」(村によって標記に多少の差あり)を作成して検見を願い出た。瓦林組で取りまとめられた『虫入田地村々書上帳』によると, 村別(村によっては本田, 新田別もある)に, 損毛が階層別にまとめられている。これによると, 資料を欠いた枝村を除き, すべての村

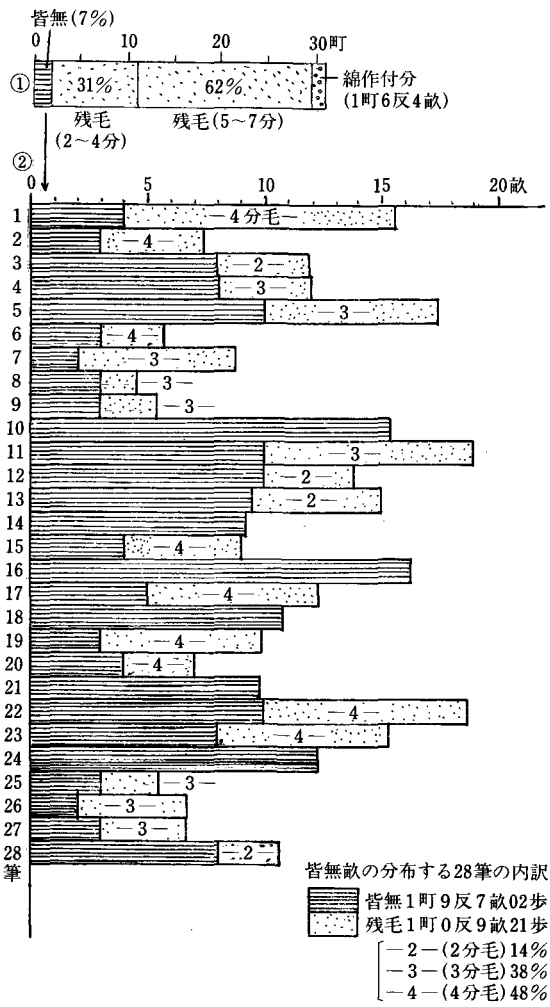


図1 浜田村における田地作付けと損毛のまとめ①および皆無畝の分布する筆数②
「子秋虫入皆無田地書上帳」より作成

方に「皆無畝」が分布する。この比率が稲作面積の20%以上を占めたのは、小曾根村の46%、東新田村に含まれた蓬川新田分29%、同本田分・常吉村各28%、東武庫村23%、上瓦林村・今北村各21%である。

武庫川下流左岸の浜田村(現尼崎市)は、標高2.5m前後の微高地に位置した村方である。田方31町1反余は全体の88%を占め、稲作は、綿作1町6反余を除く29町5反余である。図1は、皆無畝(2分毛未満が1畝以上)の分布する28

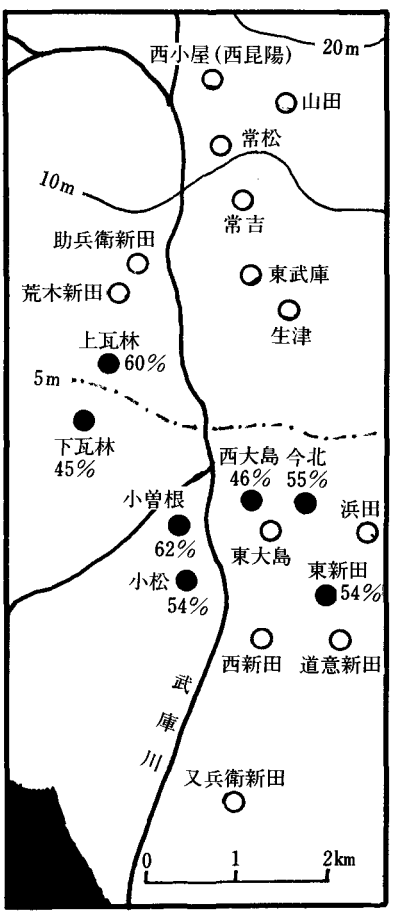


図2 尼崎藩領瓦林組20カ村の分布
黒丸: 検見引きの村方, 数字は取箇の享保16年に対する17年の比率

筆(全筆数の10%)を示したものである。皆無の水田は6筆, 残る22筆は2~4分毛が分布する。さらに浜田村の稲作のまとめ(図の①)によると、皆無分7%, 2~4分毛31%, 5~7分毛は62%である。検見が実施されたかどうか明らかではないが、「皆無并二式, 三分毛田地取米寄」とした記録が残されている。これによると、浜田村は、皆無畝分から15石2斗余, 2~3分毛から72石8斗余の取米とあり、これから推測して検見引きがあったとは考えられない。

瓦林組の享保16, 17年『御免定写帳』(年貢割付状のまとめ)が残されている。破損(虫食)が激しく、判読しかねる状態であるが、前後の

表5 摂津尼崎藩瓦林組の享保16, 17年の取箇

村	土地区分	(A) 石高	享 保 16 年					享 保 17 年								
			引高 (免租)	残高 (毛付高)	免 (租率)	(B) 取米高	(C) 取米 合計	(D) 引高 (免租)	(E) 虫入検 見引	引高計 (D+E)	残高 A-(D+E)	免 (租率)	(F) 取米高	F/B (%)	取米 合計 (前年比)	
上瓦林	本高	438.733	15.081	423.652	0.79	334.685	} 363.656	15.081	182.232	197.313	241.420	0.79	190.722	57	} 219.693 (60%)	
	未新田	3.323		3.323	0.75	2.492						3.323	0.75	2.492		100
	申 "	76.006		76.006	0.34	25.842						76.006	0.34	25.842		"
	辰 "	1.344		1.344	0.37	.497						1.344	0.37	.497		"
	酉 "	936		.936	0.15	.140						.936	0.15	.140		"
	新畑	1.332		1.332		取なし						1.332		取なし		"
下瓦林	本高	363.931	3.542	360.389	0.8	288.311		3.542	197.098	200.640	163.291	0.8	130.633	45	(45%)	
小曾根	本高	167.532	581	166.949	0.46	76.797	} 82.248	581	67.679	68.260	99.272	0.46	45.664	59	} 51.151 (62%)	
	古新田	7.650		7.650	0.34	2.601						7.650	0.34	2.601		100
	改 "	3.495		3.495	0.42	1.468						3.495	0.42	1.468		"
	酉 "	1.068		1.068	0.22	.235						1.068	0.22	.235		"
	新屋地子	2.123		2.123	0.5	1.062						2.123	0.5	1.062		"
	正徳3年改	1.208		1.208	0.1	.121						1.208	0.1	.121		"
小松	本高	603.448	22.891	580.557	0.77	447.029	} 447.257	22.891	267.247	290.138	313.310	0.77	241.249	54	} 241.475 (54%)	
	新田	1.087		1.087	0.21	228						1.087	0.21	228		100
西新田	本高	577.368	3.170	574.198	0.65	373.229	} 741.310	3.170		3.170	574.198	0.65	373.229	100	} 741.310 (100%)	
	惣新田	344.764	4.724	340.040	0.6	204.024			4.724	4.724	340.040	0.6	204.024	"		
	浜 "	127.515	2.407	125.108	0.44	55.048			2.407	2.407	125.108	0.44	55.048	"		
	角右衛門 "	182.140	1.359	180.781	0.39	70.505			1.359	1.359	180.781	0.39	70.505	"		
	中島 "	30.387	2.267	28.120	0.3	8.436			2.267	2.267	28.120	0.3	8.436	"		
	西川尻 "	7.268		7.268	0.25	1.817					7.268	0.25	1.817	"		
	川尻浜 "	17.941	2.416	15.525	0.06	.932			2.416	2.416	15.525	0.06	.932	"		
	新畑(正徳2年改)	.842		.842	0.12	.101					.842	0.12	.101	"		
	"(享保7年改)	.640		.640	0.25	.160					.640	0.25	.160	"		
"(" 12年改)	.577		.577	0.1	.058				.577	0.1	.058	"				
又兵衛新田	本高	41.726	1.696	40.030	0.3	12.009		1.696	1.696	40.030	0.3	12.009	100	(100%)		
道意新田	本高	643.548	110.526	533.022	0.45	239.860		110.526	110.526	533.022	0.45	239.860	100	(100%)		

東新田	本高	285.891	3.533	282.358	0.56	158.120	} 272.654	3.389	140.509	143.898	141.993	0.56	79.516	50	} 146.946 (54%)	
	蓬川新田	170.904	1.515	169.389	0.61	103.327		1.515	73.942	75.457	95.447	0.61	58.223	56		
	樋口屋 〃	16.980		16.980	0.66	11.207					16.980	0.66	11.207	100		
浜田	本高	533.200	10.788	522.412	0.51	266.430	} 273.352	10.788		10.788	522.412	0.51	266.430	100	} 273.352 (100%)	
	次郎左衛門新田	16.498	2.406	14.092				2.406		2.406	14.092					
	甚左衛門本新田			4.112	0.57	2.344					4.112	0.57	2.344	100		
	卯 〃			9.980	0.39	3.892					9.980	0.39	3.892	〃		
	己 〃	1.183		1.183	0.58	.686					1.183	0.58	.686	〃		
東大島	本高	360.067	4.114	355.953	0.62	220.691		4.114		4.114	355.953	0.62	220.691	100	(100)	
西大島	本高	421.344	11.617	409.727	0.6	245.836	} 255.257	11.617	230.418	242.035	179.309	0.6	107.585	44	} 117.006 (46%)	
	新田	11.358		11.358	0.48	5.452					11.358	0.48	5.452	100		
	新畑流作	9.680		9.680	0.41	3.969					9.680	0.41	3.969	〃		
今北	本高	567.193	4.958	562.235			} 359.613	4.958	304.190	309.148	258.045				} 196.269 (55%)	
	本郷			498.065	0.54	268.955				281.232		216.832	0.54	117.090		44
	〇			64.170	0.5	32.085				22.958		41.212	0.5	20.606		64
	改 新田	22.183		22.183	0.49	10.870						22.183	0.49	10.870		100
	竿 〃	28.208		28.208	0.53	14.949						28.208	0.53	14.949		〃
	長兵衛 〃	96.028	4.029	91.999	0.33	30.360			4.029		4.029	91.999	0.33	30.360		〃
安太夫 〃	7.482		7.482	0.32	2.394					7.482	0.32	2.394	〃			
生津	本高	267.580	3.630	263.950			} 182.177	3.630		3.630	263.950				} 182.177 (100%)	
	田畑			248.426	0.69	171.414						248.426	0.69	171.414		100
	免下ヅ			15.524	0.67	10.401						15.524	0.67	10.401		〃
	新田	.517			0.7	.362						.517	0.7	.362		〃
(東) 武庫	本高	278.791	.520	278.271			} 163.564	.520		.520	278.271				} 163.564 (100%)	
	田畑			257.746	0.59	152.070						257.746	0.59	152.070		100
	免下ヅ			20.525	0.56	11.494						20.525	0.56	11.494		〃
常吉	本高	161.983	3.312	158.671			} 44.982	3.312		3.312	158.671				} 44.982 (100%)	
	田畑			48.032	0.38	18.252						48.032	0.38	18.252		100
	免下ヅ			110.639	0.21	23.234						110.639	0.21	23.234		〃
	新田	14.860	3.934	10.926	0.32	3.496			3.934		3.934	10.926	0.32	3.496		〃

常松	本高	201.905	16.624	185.281			16.624	16.624	185.281				
	田畑			87.680	0.45	39.456			87.680	0.45	39.456	100	} 69.712 (100%)
	免下ゲ			97.601	0.31	30.256			97.601	0.31	30.256	〃	
	新田	.373	.373	0		取なし	373	373	0		取なし	〃	
山田	本高	426.734	0.45	426.689			045	045	426.689			100	} 328.056 (100%)
	田畑			412.582	0.79	325.940			412.582	0.79	325.940	〃	
	免下ゲ			14.107	0.15	2.116			14.107	0.15	2.116	〃	
西小屋 (西昆陽)	本高	353.645	38.236	315.409			38.236		315.409				
	田畑			80.303	0.6	48.182			80.303	0.6	48.182	100	} 71.439 (100%)
	免下ゲ			235.106	0.1	23.511			235.106	0.1	23.511	〃	
	新田	.458	.458	.458	0.1	.046			.458	0.1	.046	〃	
助兵衛新田	本高	52.745	154	52.591			154	154	52.591				
	田畑			27.909	0.56	15.629			27.909	0.56	15.629	100	} 24.021 (100%)
	免下ゲ			24.682	0.34	8.392			24.682	0.34	8.392	〃	
荒木新田	本高	19.413		19.413					19.413				
	田方	(7.240	(7.240	0.55	3.982				7.240	0.55	3.982	100	} 7.877 (100%)
	畑方	12.173	12.173	0.32	3.895			12.173	0.32	3.895	〃		

(『御免定写帳』享保16, 17年, より作成, 西宮市瓦林町岡本俊二文書)

数字からの突き合わせも含め、表5を作成した。本田畑、新田畑別、新田畑は開発年代の違いによって、「免定」すなわち取箇は免相(租率)ごとに設定され、20カ村で合わせて64のブロックがある。このすべてのブロックで、16、17年の間に租率の変動はない。したがって、取箇の落ち込みは、検見引きの9ブロックに限られている。これによると、16年に対する比率は、西大島村本田分・今北村本郷分各44%、下瓦林村本高分45%、東新田村本高分50%、小松村本高分54%、東新田村蓬川新田分56%、上瓦林村本高分57%、小曾根村本高分59%、今北村本郷分(一部分)の64%である。

村別の取箇の落ち込みは、9ブロックを含んだ7カ村である。この16年に対する比率は、下瓦林村の45%が最大の落ち込みで、以下西大島村46%、小松・東新田村各54%、今北村55%、上瓦林村60%、小曾根村の62%である。検見願い出の時点で、瓦林組(資料を欠く枝村は除く)すべての村方に皆無畝が分布したが、取箇に連動したのは7カ村(図2)で、これ以外の村方では、取箇に作柄は全く反映されなかった。一定の損毛(検見引きは、幕府領は40%以上の損

毛、ただし享保19年以後は30%以上、私領もこれに準じる)以内は、百姓の内損となった²⁷⁾。このように取箇に連動しない現象は、蝗害の周辺地域では当然予想されることである。虫付き損毛を取箇で断定することの危険性を示している。

(2) 平野郷町

平野郷町(現東住吉区)は、摂津の東南部にあって、旧大和川(長瀬川)の西を流れる平野川の左岸に接している。野堂・流・市・背戸口・西脇・泥堂・馬場の7町(環濠)と、この西側に分布する今林・新在家・今在家・中野の4カ村から構成されている²⁸⁾。

平野郷町には平野川の水運、奈良街道、八尾街道、中高野街道等の諸街道が集中し、大和・河内・摂津を結ぶ水陸交通の要地として発展した²⁹⁾。元禄15(1702)年、名称が平野荘から平野郷町に改められた。領有関係は、元禄7年までは幕府領であったが、これ以降武蔵川越藩領、さらに上野高崎藩領を経て、正徳3(1713)年下総古河藩領となった。総石高は5,619石余(定引きを含む)、畝高388町7反余、屋敷分(504石8斗余、25町7反余を含む)、田方率は58%(石

表6 摂津平野郷町の享保17年の作付状況

	石高		面積				早稲	中稲	晩稲	稲作計	木綿	雑事 不明		注 記
	石	反	反	反	反	反						反	反	
上々	27.792	17.321												○木綿作付面積は田方の54% ただし長雨による毛替等で102町1反9畝余すなわち45%に縮小
田 上	2,560.395	1,706.909	38.619	723.603	4.428	766.720	940.118	.623						
中	655.134	503.915	5.914	242.407	5.819	254.210	249.009							
方 下	21.954	19.724	.928	6.201	3.029	10.228	9.426							
下々	.756	1.024					1.024							
計	3,265.831	2,249.103	45.601	981.416	13.416	1,040.503	1,207.905	.623						
上々	998.181	712.926	6.302	68.808	.805	75.915	634.026	2.915					○木綿作付面積は畑方の88% ただし長雨による毛替等で、93町4反5畝余すなわち畑方の68%に縮小	
畑 上	678.140	521.614	4.127	69.225	2.100	95.522	443.523	2.429						
中	141.971	118.303	.500	5.719		6.219	111.629	.315						
方 下	25.187	25.126					24.823	.115	.118					
下々	2.515	3.528					2.528							
計	1,845.994	1,381.707	10.929	143.822	2.905	157.726	1,217.809	5.914	.118					
屋敷	504.873	257.102												

(『享保十七子年秋毛目録』 杭全神社所蔵文書 <文部省史料館保管> より作成)

高畝高とも同率)であった。

享保17年の田畑作付面積を表6に示した。これによると、田方の作付けは、綿作が120町7反余で54%を占め、稲作の104町余46%を上回り、まさに綿作の中心地に位置づけられる。稲作の内訳は、中稲が98町1反余で94.3%を占め、早稲4.4%、晩稲の作付けはわずかに1.3%である。この稲作の作付け内容は、貢租の銀納に対応して、米が多量に出回る晩稲を避けたものと考えられる。一方、畑方は、綿作が121町1反余、88% (屋敷分を除く)と圧倒的な比率を占めている。次いで稲作が15町7反余、11.4%で、畑方の稲作率が予想以上に高い。これは半田式綿作とのかかわりであろう。畑方本来の作付けである雑事作は、僅かに5反9畝、0.4%に過ぎない。

『綿圃要務』に、「河内国若江郡・八尾，平野辺ハ……所々左程ノ深田にあらざれども，泥がちの湿気の田ありて，半田と号して，……沓畦は田，沓畦は畑にして……」³⁰⁾とあるように，平野郷と周辺の綿作は，湿田に対応した半田式綿作であることが指摘されている。

享保17年の綿作も恵まれた環境ではなかった。

すなわち「閏五月四日と十五日迄昼夜大雨降続……地倒ニ成，畑ハ水底ニ罷成候而株絶申候」³¹⁾とあるように，閏5月の長雨と豪雨で，綿は「株絶」となった。この面積は，田方綿作120町余のうち15.4%に当たる18町6反，畑方は121町余のうち23.2%の28町3反余に達している。この株絶えの箇所は，小豆・大豆への毛替え(転作)，また放置されたものもあった。綿作で最も恐れられたのは，開花期(盆前後，旧暦7月中旬)と収穫期(旧8～10月)における多雨で，収量と品質に決定的な影響を及ぼした。

享保16，17年の綿の作柄を比較しよう。16年の綿作は，17年のような，作付け後の株絶えによる面積の変動はなかった。田方116町2反余，畑方119町9反余，綿の作付けは合わせて236町1反余であった。ところが，夏の干ばつ，それに開花期に当たる8月11～12日(新暦換算9月11～12日)の暴風雨で決定的な損毛となった。このため作柄(反当)は，皆無(3斤未満)～35斤の間に分布している。このうち皆無は69町8反余，3～5斤は108町余，両者合わせて80%を占めた。

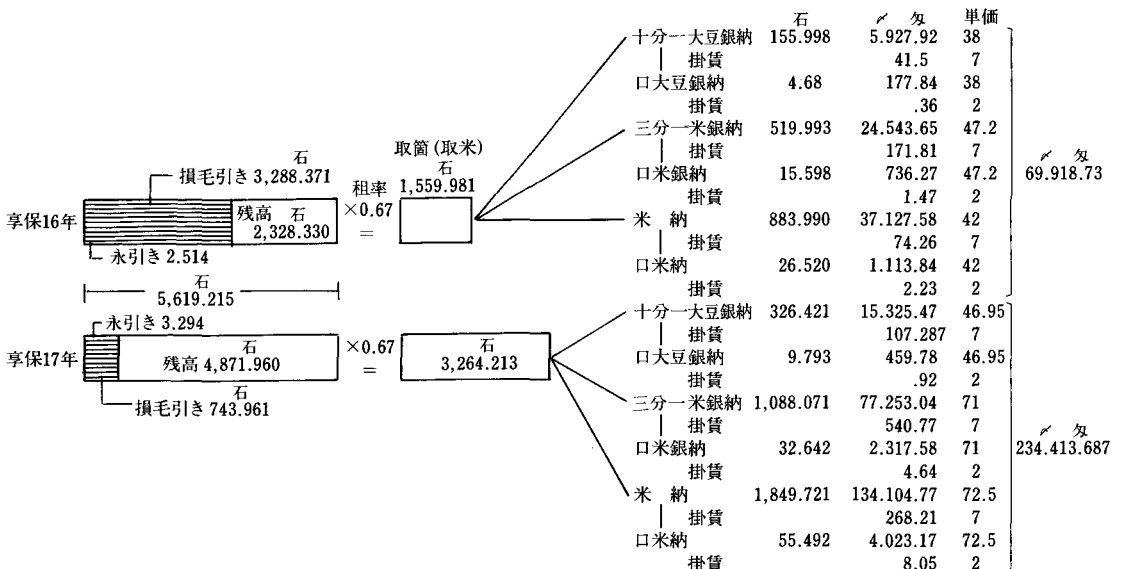


図3 摂津平野郷町の取米と銀納状況

注) 見立米・藪小物成，水車運上を除き取箇に限定した「本途物成帳」より作成

これに対して、17年は梅雨期の水損による株絶えはあったが、前年のような異常な作柄ではなかった。しかし、収穫期における大雨の頻発（表1参照）は、特に綿質に大きな影響を与えることになった。田畑合わせて195町6反余、この作柄は、3～90斤に分布し、60斤の42町3反余をピークに、70斤の40町2反余、50斤の25町9反余、80斤の24町余と続いている。

「本途物成帳」による享保16、17年の取箇と年貢納入状況を図3に示した。これによると、損毛引きは、16年の3,288石3斗余に対し、17年は743石9斗余で大幅に縮小している。この17年の損毛引きの中に、稲作分が含まれていたかどうかは明らかではない。しかし、いずれにしても、両年の損毛引きの大差は、綿の作柄がかかわっていたことは間違いなからう。また、前者と同じ内容を示す資料として「御年貢勘定目録」も残されている。これによると、17年の損毛引きは952石7斗余で、前記の資料よりも208石7斗余多いが、租率は70%で取箇には全く変動はない。両者どちらが正規なものか明確ではないが、藩側としては、将来の免上げの可能性を考えた場合、租率の高い後者の方が有利であろう。

平野郷町では、取箇は取米で算定されたが、すべて銀納された。17年取箇の3,264石2斗余は、十分一大豆銀納分326石4斗余、三分一米銀納分1,088石余、米納分1,849石7斗余に分割され、この合計が取箇に対応した。さらにこの3者に各3%の口大豆、口米が付加された。銀納の石代値段（付加分も含む）は、大豆銀納分46匁9分5厘（16年の38匁の1.3倍）、三分一米銀納分71匁（16年の47匁2分の1.5倍）、米納分72匁5分（16年の42匁の1.7倍）と設定されている。さらに銀納高に応じて、1匁目当たり7匁（口米、口大豆分は2匁）の掛質（両替手数料）が加算された。結局、銀納総額は234匁413匁6分8厘余であった。これは16年の銀納高69匁918匁7分3厘の3.35倍に当たり、免定による取箇の2.09倍に対して、銀納高ではこれを大きく上

回ったことになった。

平野郷町の貨幣完全地代は、綿作、特に田方綿作の進展に対応したものであろう。享保17年の蝗害に伴う西日本の凶作は米穀の高騰を招き、石代値段の大幅な上昇をもたらした。平野郷町を領有した下総古河藩にとっては、この年の蝗害は、もちろん近畿が激甚地域でなかったことにもよるが、予想外の増収に結びついた。

V. 取箇の実態

(1) 概観

近畿は享保10年代に災害が頻発し、幕府領では定免実施中であつたが、破免によって取箇は連年落ち込んだ。しかし、享保14（1729）年は、九州、中・四国では、干ばつ、風水害による損毛となつたが、近畿では作柄が安定し、幕府領でも定免の適用された村方が多かつた。したがって、14年の取箇（租率を算定に使用した場合は、取箇にそのまま連動した高付免によつた）を基準に、以後享保20年までの各年の取箇の比率を算定した。なお、同14年に取箇の落ち込んだ村方は、この前後で定免高（最多の取箇）を基準として設定した。この方法で作成した50カ村の比率を表7に示した。

村別で最大の落ち込みが、蝗害年の享保17年に出現したのは14カ村で、19年の15カ村に次いで多い。また、17年を挟んで16年は9カ村、18年はわずかに1カ村である。一方、基準（ただし基準年は除く）及びこれを越えた年は、17年には5カ村あるが、これを下回つたのは16年（4カ村）のみで、これ以外はいずれも17年の村数を上回っている。これら頻度分布から、享保17年の取箇の落ち込みを、漠然とではあるが位置づけることができる。

(2) 畿内筋

1) 摂津東部・河内北部

摂津の能勢・豊島・島下郡、河内の交野・茨田郡の7カ村の事例を図4に示した。上余野村

表7 取箇の推移 (享保12~20年)

国	郡	村	領分	12	13	14	15	16	17	18	19	20	出典
摂津	武庫	鳴尾	幕		100	<u>23</u>	78	50	32	100	100	96	①森 杉夫 (1968)「上方幕領の定免法」歴史研究10, 32頁
〃	能勢	上余野	〃			100	<u>69</u>	99	85	88	79	99	②『豊能町史 資料編』(1984) 263~269頁
〃	豊島	桜塚	旗(安部)			100	<u>51</u>	73	83	88	97	104	③『豊中市史 史料編IV』(1963) 26頁
〃	島下	小野原	幕			100	100	<u>98</u>	100	100	100	101	④『箕面町史 第3巻』(1966) 484頁
〃	〃	一津屋	高槻				100	60	<u>44</u>	100	56	97	⑤森 杉夫 (1993)『近世徴租法と農民生活』216頁
〃	〃	山田中	淀			100	<u>60</u>	84	74	90	100	101	⑥『吹田市史 第6巻』(1974) 40~41頁
〃	〃	岸部小路	〃			100	<u>81</u>	94	88	90	92	101	〃 40頁
〃	西成	北大道	幕	100	61	78	<u>72</u>	<u>38</u>	39	75	44	104	前掲① 37頁
〃	〃	難波	〃		100	87	94	86	91	66	<u>55</u>	57	⑦森 杉夫 (1964)「近世徴租法の転換」大阪府立大学紀要12巻, 19頁
〃	住吉	杉本	〃			100	69	65	<u>62</u>	64	63	—	前掲① 35頁
河内	交野	招提	〃			100	<u>96</u>	97	99	102	102	100	⑧『枚方市史』(1967) 257頁
〃	茨田	中振	〃			100	60	58	51	100	94	<u>13</u>	〃 267頁
〃	河内	川中新田	〃			100	29	<u>27</u>	61	65	59	67	前掲① 45頁
〃	若江	長田小方	〃			100	58	<u>46</u>	91	52	53	69	⑨『布施市史 第2巻』(1967) 225頁
〃	〃	御厨	〃			100	41	<u>35</u>	83	57	52	67	〃 232~233頁
〃	〃	下小坂	〃			100	76	57	80	57	<u>50</u>	74	〃 227頁
〃	〃	菱屋東	〃			100	61	85	102	<u>42</u>	44	78	前掲⑤ 140頁
〃	〃	〃中	〃			100	74	87	77	<u>67</u>	<u>65</u>	91	〃 〃
〃	〃	小若江	〃			100	63	68	82	57.74	<u>57.66</u>	66	前掲⑨ 229頁
〃	〃	近江堂	〃			100	72	72	88	68	<u>64</u>	66	〃 231頁
〃	波川	荒川	〃			100	63	<u>48</u>	75	49	56	69	⑩森 杉夫 (1965)「神尾若狭の増徴をめぐる」布施市史研究紀要34号 5頁
〃	〃	菱屋西	〃			100	100	85	102	53	<u>35</u>	68	前掲⑤ 140頁
〃	〃	太子堂	〃			100	77	61	79	45	<u>43</u>	64	前掲⑨ 231頁
〃	丹北	三宅	〃			100	76	73	<u>72</u>	79	77	89	⑪『大阪府史 第6巻』(1987) 52頁
〃	〃	更池	〃			100	<u>79</u>	87	91	92	89	95	⑫『河内更池文書 第3巻』松原市 (1975) 686~691頁
〃	丹南	岩室	〃	100	97	<u>59.6</u>	65	59.8	69	61	64	64	⑬『狭山町史 第1巻 本文編』(1967) 194頁
〃	古市	菅田八幡	社領			100	87	<u>82</u>	84	90	87	—	⑭菅居正治 (1932)『菅居古文書 第3巻』315頁
和泉	大鳥	赤畑	幕			100	<u>69</u>	73	71	79	79	100	前掲① 46頁
〃	〃	中筋	〃			100	75	68	67	63	<u>52</u>	56	⑮森 杉夫 (1966)「都市接続農村の貢租」堺研究1号27~28頁
〃	〃	今在家	〃			100	72	67.7	<u>67.6</u>	78	76	100	⑯『高石市史 第3巻』(1984) 73~74頁
〃	和泉	南王子	〃			100	63	63	<u>48</u>	80	75	100	⑰『奥田家文書 第12巻』(1975) 大阪府立図書館739~746頁

〃	日根	自然田	〃	100	60	60	56	71	<u>55</u>	100	⑱『阪南町史 上巻』(1983) 386頁
〃	〃	波有手	〃	100	66	69	<u>42</u>	73	54	100	〃
大和	式上	辻	〃	100	100	<u>63</u>	84	74	67	68	⑲『大三輪町史』(1959) 293頁
〃	〃	外山	津	100	84	80	<u>74</u>	80	79	91	⑳『桜井町史』(1954) 859頁
〃	高市	萩本	幕	100	100	100	<u>54</u>	100	75	67	㉑『橿原市史 史料編』(1963) 186頁
〃	〃	見瀬	高取	100	97	—	94	90.3	<u>89.6</u>	99	㉒『橿原市史』(1962) 200～201頁
伊勢	一志	八太	久居		100	80	70	82	<u>66</u>	85	㉓『一志町史 上巻』(1985) 590～591頁
〃	〃	小山	〃		100	91	<u>83</u>	84	<u>83</u>	93	〃
〃	〃	片野	〃		100	94	89	89	<u>85</u>	89	〃
〃	〃	庄	〃		100	82	74	88	<u>68</u>	90	〃
〃	安濃	林	〃	100	100	65	<u>36</u>	93	79	92	㉔『芸濃町史』(1986) 302～303頁
〃	〃	多門	〃	100	94	72	<u>58</u>	81	80	94	〃
〃	〃	神山	〃	100	73	69	<u>61</u>	88	89	95	〃
〃	〃	岡本	〃	100	100	83	<u>52</u>	100	89	111	〃
近江	滋賀	衣川	堅田	100	97	<u>86</u>	96	96	94	92	㉕城ノ下兼六(1976)「近世村落における年貢賦課の様相」衣川地域研究 I, 56～61頁
〃	伊香	八戸	幕	100	87	94	90	83	89	<u>77</u>	㉖『余呉町史 上巻』(1988) 589頁
丹後	中	奥大野	〃	100	100	100	100	100	<u>56</u>	100	㉗『大宮町史 史料編』(1979) 236～239頁
但馬	城崎	桃島	〃	100	101	100	106	106	106	106	㉘『城崎町史 史料編』(1990) 312～313頁
〃	気多	伊府	〃	100	100	100	<u>96</u>	100	100	100	㉙『日高町史 上巻』(1976) 501頁

注) 下線付き数字は最大の落ち込みを示す。

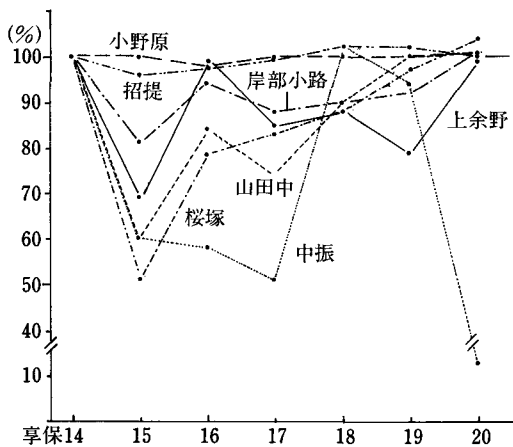


図4 取箇の推移——摂津東部・河内北部の村方——

(現豊能町)は、余野川(神崎川支流)上流の能勢山地内の標高300~400mの盆地内に位置している。小野原村(現箕面市)、桜塚村(現豊中市)、岸部小路村(現吹田市)の3カ村は、千里山丘陵を囲むように、また、山田中村は、この丘陵内の浅い谷に沿って分布している。桜塚村419石余は相給の村方で、ここで対象としたのは旗本領(安部氏)の239石2斗余の領分である。招提村、中振村(現枚方市)は、淀川左岸に位置した村方で、前者は洪積台地面に、後者は主として淀川の沖積面に分布している。

享保15年は6カ村の取箇が一斉に落ち込んでいるが、これは干ばつが主原因であった。村別の最大の落ち込みも、15年に5カ村出現しているが、17年には1カ村もない。しかし、17年の比率が、前後の16、18年に比べ落ち込んでいるのは、中振村、山田中村、上余野村、岸部小路村の4カ村である。この落差は16年に対して6~14%、18年に対しては2~49%を示している。

図示からは省いたが、淀川下流右岸の堤防に接した津屋村(現摂津市)の田方は、後背湿地に分布した湿田で、17年の取箇は44%に落ち込んでいる。また、武庫川河口右岸の鳴尾村(現西宮市)に、17年の比率は32%で、事例では近畿における最大の落ち込みである。これに対し

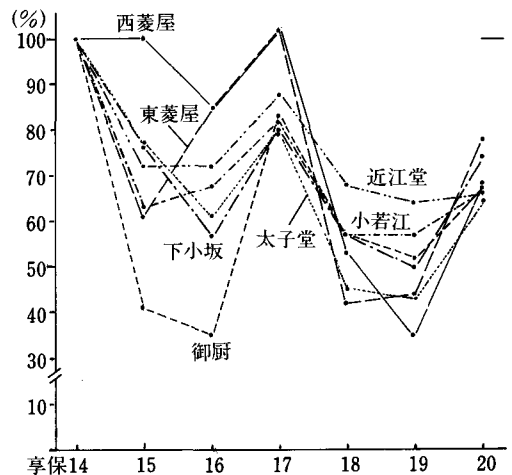


図5 取箇の推移——中河内の村方——

て、灘波村(現南~浪速区)17年の取箇は、中河内のような浮上現象を示している。

2) 中河内

河内平野は、自然堤防と後背湿地の分布した低平な平野で、洪水の度毎に河床を埋め、氾濫を繰返し、河川は天井川を形成した。頻発する水害を防止する目的で、宝永元(1704)年、堺の北に河口を移した新大和川に付替えられた³²⁾。これによって、下流部の水損は減少したものの、稲作の用水事情は一層悪化した。

半田式綿作の原型は、近世初期すでに存在したが、稲作の用水不足の解消と、低湿地への綿作の進展に対応して、急激に普及することになった³³⁾。この分布範囲は、若江・淀川郡のほぼ全域、河内・高安郡の西半分、それに摂津住吉郡にまたがる標高10m以下の地域である。なお、旧大和川とその支流は、川跡新田(ほとんど畑方)として開発され、綿作地に加わった³⁴⁾。

享保20年の小若江村(田方率45%)の事例によると、田方綿作は29%、稲作71%で、畑方は綿作97%、雑毛3%、田畑合わせ綿作は61%、稲作38%、雑毛1%であった³⁵⁾。半田式綿作に象徴される中河内は、まさに綿作の中心地域に位置づけられる。

図5は、若江・淀川郡に分布する7カ村の事

例を示したものである。このうち南端に位置した太子堂（現八尾市）を除く6カ村は、すべて現在の東大阪市に分布する村方である。菱屋西新田村、同東新田村は、前者は大和川本流（長瀬川）、後者は菱屋川（玉串川支流）の旧河道に井路川を残して開発された新田村（畑方のみ）である。享保17年の比率は、太子堂村79%～菱屋西・東新田村102%の間に分布し、前年の16年に対しては14～48%、18年に対しては20～60%の段差で浮上している。菱屋両新田村が102%を示すのは、同13～15年（年季3カ年）の定免租率28%であったものが、同16～元文2年（年季7カ年）に租率28.5%に免上げされ、17年には、この租率による定免が適用されたためである。

幕府領代官小堀仁右衛門は、同17年の川跡新田13カ村の石代値段（三分一米銀納）の安値決定（71匁を38匁5分とした）について、幕府勘定奉行に対して次のように弁明した。「河州新田拾三カ村之儀ハ、古大和川跡新田地ニ而年々綿作仕付御年貢米ハ米ニ而相納候（筆者注：銀納分を除く）、去年綿作不宜候得共損亡四分以内故、定免ニハ申付候得共、悪綿故不宜売払高直成米調候而納候ニ付難儀仕候……³⁶⁾」とあるように、川跡新田13カ村の綿の作柄は、悪綿ではあったが4分以内の損毛で定免が適用されている。図示からは省いたが、菱屋中新田村（楠根川下流部の開発、田方率60%）は、17年の比率は77%で、16年を下回っているが、18年に対しては浮上している。いずれにしても、同14年以降の取箇の落ち込みの中で、17年の蝗害による稲作の落ち込みは、すべて打ち消されている。

3) 摂津南部・南河内

摂津南部～河内の丹北・丹南・古市郡に分布する5カ村の事例を図6に示した。杉本村（現住吉区）は、上町台地南端の新大和川右岸に位置した村方である。三宅村（現松原市）は、新大和川が等高線に沿うように北に湾曲して流れる左岸に接し、更池村（現松原市）は、この南西に位置している。両村はともに幕府領と武蔵

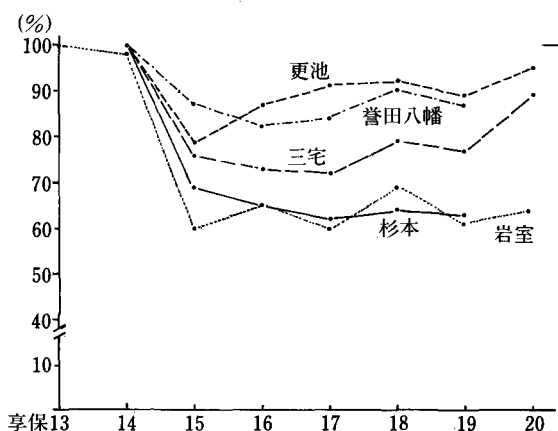


図6 取箇の推移——南河内・摂津南部の村方——

川越藩との相給で、ここで対象としたのは、三宅村は幕府領、更池村は川越領である。菅田八幡社（現羽曳野市）は、大和川に注ぐ石川の谷底平野に位置し、社領は29石1斗余であった。岩室村（現大阪狭山市）は、羽曳野丘陵と陶器山丘陵に挟まった狭山池に接した標高100m前後に位置している。幕府領と旗本領（水野氏）の相給で、このうち幕府領が対象であった。

三宅村（幕府領）の事例によると、享保20年の田畑を含む綿作率は40.6%で、また、菅田八幡社の南東に当たる飛鳥川の出口に位置した駒ヶ谷村（現羽曳野市）は、同15年の綿作率20%（田畑）であった³⁷⁾。中河内の半田式綿作地域に比べ、綿作率はやや低下している。田方は高燥で、綿作は稲作との輪作形態である。岩室村の享保14年の取箇は、12～13年の定免高を3%割り込み、したがって13年を基準とした。最大の落ち込みが同17年に出現したのは、杉本村・三宅村、それに岩室村（同15年59.6%、17年は59.8%）を含めると3カ村である。しかし、14年以降の取箇の落ち込みは鍋底型を示し、際立った落ち込みはなく、また中河内のような浮上現象もない。

4) 和泉

和泉郡助松村（岸和田藩、現泉大津市）の庄屋日記に収録された享保10～20年までの作柄（野

表8 助松村庄屋記録による作柄

	米 (%)		麦 (%)		綿 (%)	
	石	(%)	石	(%)	斤	(%)
享保10	2.0		2.0		15	
11	1.75		1.9		150	
12	2.2		2.0		170	
13	〃		〃		55	
14	2.4	(100)	〃	(100)	180	(100)
15	2.0	(83)	1.8	(90)	190	(106)
16	庄屋 百姓中	〃 1.6~1.7 (67~71)	庄屋 百姓中	2.0 (100)	140	(78)
17	庄屋 百姓中	1.7 (71) 1.4~1.5 (58~63)	庄屋 百姓中	1.5 (75) 1.0~1.2 (50~60)	120	(67)
18		2.5 (104)		1.7 (85)	110	(61)
19		2.4 (100)		2.15 (108)	50	(28)
20		2.5 (104)		1.2 (60)	120	(67)

(『諸事留書』田中家文書, による)

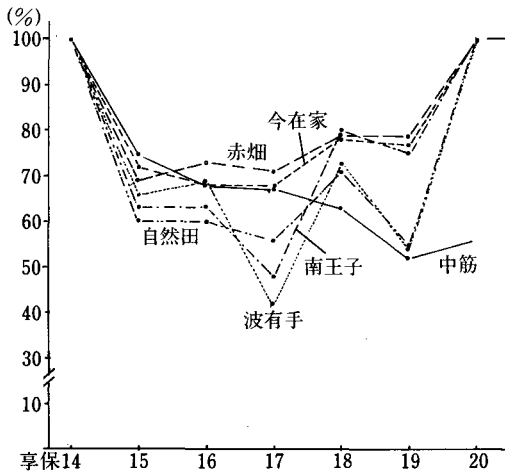


図7 取箇の推移——和泉の村方——

取)を表8に示した³⁸⁾。なお、同14年以降は、この年を基準に20年までの比率を算定した。これによると、同17年は稲作・綿作、それに麦作も不作で、米の反当収量が、14年の2石4斗に対し、庄屋分は1石7斗(71%)、百姓分は1石4~5斗(58~63%)に落ち込んでいる。綿作は14年の180斤に対し、17年は120斤(67%)で、同19年には50斤(28%)に落ち込んでいる。17年の稲作・綿作に先立って収穫された麦作も、庄屋分1石5斗(75%)、百姓分1~1石2斗(50~60%)に大きく落ち込んだ。

大鳥・和泉・日根郡に分布した6カ村の事例

を図7に示した。中筋村(現堺市)は北庄村・舳松村とともに堺回り3カ村と称され、石盛は堺の全盛期に設定されたため、上々田・上々畑は2石2斗で異常に高い³⁹⁾。元和初期の町割り、集落は農人町に移され、東側の沖積地~台地面に分布した農地と分断された。赤畑村(現堺市)は、仁徳陵南東の台地面に位置し、今在家村(現高石市)は、海岸に接した純農村である。南王子村(現和泉市)は、信太山台地の縁に分布した村方で、自然田村・波有手村(現阪南町)は、大阪平野が回廊状に延びた南端に分布し、後者には浦方分が含まれている。当時の和泉の綿作率は30~50%(八木哲浩『近世の商品流通』67頁)であった。

享保17年の比率は、波有手村の42%が最低で、次いで南王子村の48%、自然田村の56%の落ち込みが大きい。今在家村も17年に最大の落ち込みが現われているが、赤畑村とともに鍋底型に推移している。波有手村、南王子村、自然田村の「免定」(同15~19年、奥書、代官石原清左衛門)によると、同15、16年は「風旱雨腐損毛引」、17年は「虫附雨腐損毛引」、18、19年は「木綿作雨腐損毛引」と、検見引きの理由が記されている(上記3カ村とも同じ内容)。「風・旱」は稲作・綿作にかかわり、「雨腐」は綿作、「虫

附」は稲作が主体であるが、岸和田藩は17年の損毛に木綿作の虫付きを届けている。

5) 大和

山辺郡荒蒔村(現天理市)に、天正元(1573)年以来の『宮座仲間年代記』⁴⁰⁾が書き継がれている。この享保18年正月12日の条に、当時の状況が、「……両作共ニ不作ニ付、御年貢上納成かたく惣郷中共ニ困窮仕悉恐申候、……斗納御役人……御出被成上納敵数被仰付、嘉右衛門屋敷之庭へ村中不殘御呼出シ耆人ツツ御年貢吟味前代未聞……」と記されている。稲作・綿作ともに不作で、全村挙げて年貢不納で、百姓らに対して厳しい吟味と取り立てが行われたことは、まさに前代未聞のことであると評している。荒蒔村は柳生藩領であるが、虫付き損毛について幕府に対しては届けていない。

図8は、式上・高市郡に分布する4カ村の事例を示したものである。辻村・外山村(現桜井市)は、東に大和高原をひかえ、巻向川扇状地の末端に辻村、大和川(初瀬川)の出口に外山村が位置している。奈良盆地の南端、貝吹山丘陵を挟んで東に見瀬村、西に萩本村(ともに橿原市)が分布する。

辻村の事例によると、享保期の綿作は「田方拾町四反余之内、大概三町七、八反方四町四、

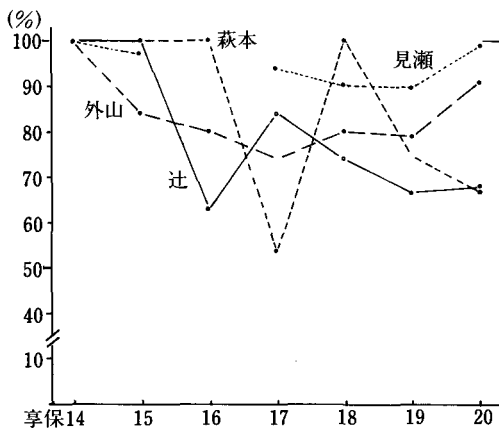


図8 取箇の推移——大和の村方——

五反迄木綿作仕候」⁴¹⁾とあり、綿作が田方の約40%を占める綿作の盛大な地域であった。辻村は14, 15年、萩本村は14, 15, 16, 18年に定免が適用された。17年の萩本村の54%は、16, 18年の定免高からの落ち込みである。外山村の17年の74%も、最大の落ち込みではあるが鍋底型の推移を示している。外山村を領有した伊勢津藩からの幕府への損毛届けはなかった。見瀬村は大和高取藩領で、虫付損毛について、幕府に対し「当秋在所作毛虫付、其上雨天相続候而収納之節損毛……」⁴²⁾として、損毛高6,640石(領知高の27%)(同17年12月5日)と届けた。田方綿作の盛大な辻村は、享保17年の取箇に、中河内の村方に類似した浮上現象が見られる。

(3) 周辺筋

1) 伊勢

津藩には、年貢上納の基準を^{ならし}平高と呼ぶ独特な用語があった。藤堂高虎が慶長13(1608)年伊予今治から22万石(後に32万石)で入部した。入部当初、前藩主時代の10カ年の年平均取箇を租率40%(4公6民)に対応させ、これから逆算して平高を算定した⁴³⁾。この石高は、太閤検地による本高を上回った場合が多く、取箇はすべて平高に対する割付率(免)で算出された。なお、津藩の貢租法は検見法で、定免制に移行するのは宝暦3(1753)年前後からで、また、支藩久居藩の場合も本藩と同様であった。

図9に、伊勢平野を流れる安濃川中流域に位置した4カ村(現芸濃町)の事例を示した。これらの村方は標高40~80mで、耕地は氾濫原に、集落は背後の段丘面に分布している。村別で最大の落ち込みは、すべて17年に出現している。林村の比率36%は、摂津武庫郡鳴尾村の32%に次ぐ落ち込みである。これに次いで岡本村の52%、多門村の58%、神山村は61%である。

図示は省いたが、一志郡の八太・小山・片野・庄の4カ村は、庄村を除いた享保14年の取箇が15年を下回り(1~9%)、したがって15年を基

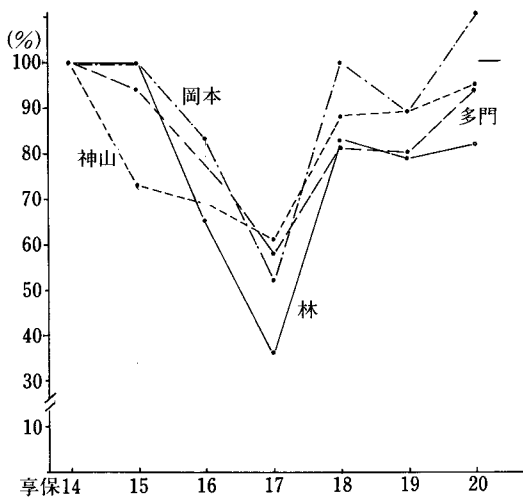


図9 取箇の推移——伊勢・安濃川流域の村方——

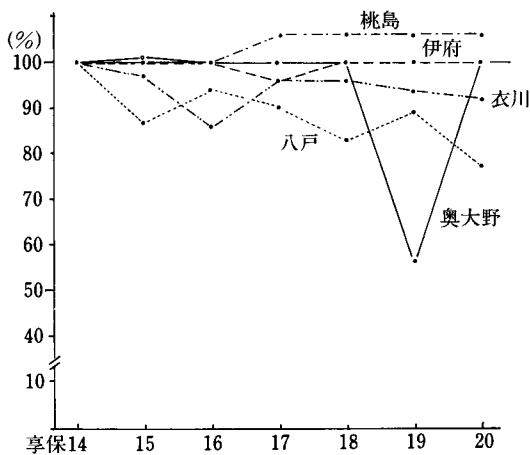


図10 取箇の推移——丹後・但馬・近江の村方——

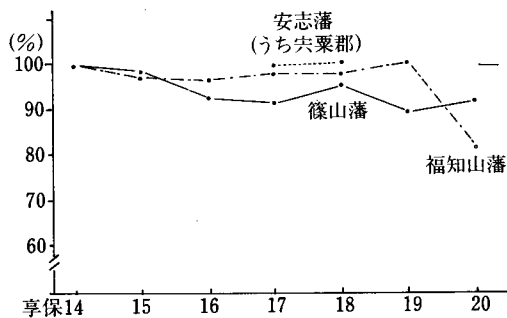


図11 篠山藩・福知山藩・安志藩（一部）の収納高の推移

準とした。この4カ村は雲出川の氾濫原、標高10~15mに分布している。最大の落ち込みは、すべて同19年（小山村は17年と同率）に現われている。しかし、八太村・庄村の場合は、同17年の比率は、16年に対して8~10%、18年に対して12~14%の落差で、蝗害上の位置づけは可能である。いずれにしても、安濃川流域の4カ村と、南約20kmの雲出川流域4カ村との間に、同17年の取箇の落ち込みに大差がある。

2) 丹後・但馬・近江

図10に、丹後・但馬・近江の5カ村の事例を示した。丹後中郡奥大野村（現大宮町）は、奥丹後半島の付け根を流れる竹野川のやや広い谷底平野に位置している。但馬城崎郡桃島村（現城崎町）は、円山川の河口に近い左岸に分布する。また、気多郡伊府村（現日高町）は、円山川の支流稲葉川に沿った標高150m前後の谷底平野に位置する。近江伊香郡八戸村（現余呉町）は、琵琶湖の北にある余呉湖に接した村方である。滋賀郡衣川村（現大津市堅田）は、琵琶湖の西岸にやや突出した天神川の堆積面にあり、安楽院領と堅田藩の相給で、ここで対象としたのは堅田藩領分である。

奥大野村・桃島村・八戸村は、同13年に定免が適用され、同14年には奥大野村・桃島村は各1%、また、八戸村は定免高から3%落ち込んでいる。したがって、奥大野村の15年の101%は定免の適用によるものである。桃島村の17年以降の106%は、免上げ後の定免の適用によるものである。伊府村の17年は96%で、落ち込みは僅少ではあるが、これ以外の年次はすべて定免が適用され、蝗害による損毛を端的に反映したものと考えられる。衣川村・八戸村の17年の取箇は基準から落ち込んではいないが、前者は16年を後者は18年を上回っている。

3) 篠山藩・福知山藩・安志藩

丹波篠山藩（5万石）は、篠山盆地を包含した多紀郡の全域、桑田・船井郡の一部を含んだ丹波領分で90%、残りは河内・摂津領分であっ

た。福知山藩（3万2,000石）は、福知山盆地を含んだ天田郡で3万1,000石、残りは近江高島郡に分布した。

享保14年の篠山藩の3万5,774石余⁴⁴⁾、福知山藩の3万9,242俵⁴⁵⁾の取箇を基準に、以後同20年までの比率を算定し、図11に示した。両藩で基準を越えたのは、福知山藩の19年の100.8%で、これ以外はすべて落ち込んでいる。しかし、最大の落ち込みは17年には出現していない。ただし、篠山藩の場合は、17年の91.4%に対して、16年は92.7%、18年は95.5%で、わずかではあるが落ち込みの傾向が認められる。

播磨安志藩（1万石、陣屋現安富町）の領分である宍粟郡18カ村（5,142石）は、中国山地を流れる揖保川・林田川に沿った村々である。この18カ村を統括した大庄屋下村氏が、年貢を一括して納入した『物成勘定目録』⁴⁶⁾が残されている。これによって、断片的ではあるが、年貢納入の推移を知ることができる。享保8（1723）年2,811石余、同12年2,787石余、17年の2,993石余（100%）に対し、18年は3,015石余（100.7%）である。篠山藩・福知山藩・安志藩はともに幕府に対して虫付き損毛は届けていない。

VI. おわりに

近畿では、稲（生毛）は収穫期まで持ち越された。ウンカはもちろん、メイチュウも例年以上の発生であった。収穫期の大雨の頻発は、虫付きの稲を倒伏させ、蝗害を一層増幅し、綿作については悪綿の原因となった。

摂津瓦林組の稲作は、全域にわたって蝗害が発生したが、検見引きで取箇に連動したのは、20カ村のうちわずかに7カ村であった。

平野郷町は綿作の中心地で、田方でも綿作が50%以上を占めた。享保17年の取箇は、16年の2.09倍、銀納高では3.35倍となった。

近畿の享保10年代は災害が頻発した。作柄の安定した同14年を基準に、以後同20年までの比率を算定し、この落ち込みの中で17年の取箇を

位置づけた。

摂津では、17年の落ち込みにばらつきがあるが、近畿の事例で最大に落ち込んだ32%の村方もある。

中河内は綿作の中心地であった。取箇の連年の落ち込みの中で、17年には取箇は一斉に浮上している。特に畑方みの川跡新田は定免が適用された。南河内では、同17年の取箇の落ち込みを中心に鍋底型に推移している。

和泉では、特に南部の落ち込みが大きく、42%の村方もある。大和では、際立って落ち込んだもの、鍋底型に推移したもの、また浮上現象の村方もある。

伊勢のほぼ中央部、安濃川流域では36%に落ち込んだ村方がある。しかし、この南を流れる雲出川流域では、落ち込みは大幅に縮小している。

丹後・但馬・近江の事例では、但馬の伊府村を除いて、蝗害は取箇にほとんど反映していない。篠山藩・福知山藩では、同14年以降の落ち込みは鍋底型に推移している。

（日本大・研）

〔注〕

- 1) 小鹿島果（1893：『日本災異志』日本鉱業会、飢饉之部37～40頁、虫害之部3～7頁。
- 2) 西村真琴・吉川一郎（1936）：『日本荒凶史考』丸善、390～976頁。
- 3) 菊池万雄（1980）：『日本の歴史災害』古今書院、32～187頁。
- 4) 菊池万雄編（1987）：『日本の風土と災害』古今書院、2～62頁。
- 5) 国立公文書館（1979）：『虫附損毛留書上巻』
- 6) 国立公文書館（1979）：『虫附損毛留書中巻』
- 7) 国立公文書館（1980）：『虫附損毛留書下巻』
- 8) 池内長良（1992）：享保17年の稲作における水損・蝗害と注油情報の伝播、人文地理44-1、1～214頁。
- 9) 池内長良（1987）：幕府の享保飢饉における幕府領・私領への救済、歴史地理学145、1～20頁。

- 10) 柳谷慶子(1987)：江戸幕府城詰米制の機能，史学雑誌96-12，4～12頁。
- 11) ①森杉夫(1965)：神尾若狭の増徴をめぐって，布施市史研究紀要34号，1～25頁。②同(1966)：都市接続農村の貢租，堺研究第1号，1～35頁。③同(1968)：上方幕府領の定免法，歴史研究10号，27～52頁。④同(1993)：『近世徴租法と農民生活』柏書房，3～236頁。
- 12) 前掲5)，5頁，9頁。
- 13) 前掲7)，337頁。
- 14) 『杭全神社保管文書』（撰津平野郷町関係文書）文部省史料館所蔵。本稿で引用した平野郷町関係の文書はすべてこれから引用した。
- 15) 『伊居太日記』，池田市史編纂委員会編(1988)：『池田市史・史料編上巻』所収，228～232頁。
- 16) 『和泉国助松村庄屋日記』，泉大津紀要第1集，(1977)所収，1～18頁。
- 17) 前掲7)，60～61頁。
- 18) 前掲7)，57頁。
- 19) ①熊本藩『統跡覧』熊本県立図書館蔵。②嵐嘉一(1975)：『近世稲作技術史』農文協，501頁。
- 20) 前掲7)，401頁。
- 21) 前掲5)，43頁。
- 22) 前掲6)，248頁。
- 23) 農林省振興局植物防疫課編(1958)：『稲ウンカ・ヨコハイ類発生予察に関する綜説——病害虫発生予察特別報告第一集』明治30年13～14頁，昭和15年18～20頁。
- 24) 小林源次(1942)：昭和15年和歌山県下に於ける稲浮塵子発生並に防除状況，応用昆虫3-4，202～207頁。
- 25) 西宮市瓦林町岡本家所蔵文書 瓦林組関係の引用文書はすべてこれによった。
- 26) 浮田典良(1955)：江戸時代綿作の分布と立地に関する歴史地理学的考察 人文地理7-4，25～26頁。上瓦林村の貞享3(1686)年の田方綿作は11町2反で，田全反別の24%であったものが，享保以降は3～4町に減じたと指摘している。
- 27) 『地方凡例録』（大石久敬原著，大石慎三郎校訂），日本史料叢書①(1969)，189頁。
- 28) 粕谷栄一編(1980)：『大阪市編入五十周年誌』平野振興会，1～4頁。
- 29) 『日本図誌大系 近畿編』(1973)朝倉書店，45～46頁。
- 30) 大蔵永常『綿圃要務』(天保4年)，『日本農書全集15』(1977)所収，農文協，396頁。
- 31) 前掲14)。
- 32) 藤岡謙二郎(1972)：『大和川』学生社，177～187頁。
- 33) 浮田典良(1961)：江戸時代～明治前期の摂河泉綿作地帯における土地利用形態——とくに「半田」を中心として——，人文地理13-2，12～21頁。
- 34) 豊田 武・藤岡謙二郎・大藤時彦編(1978)：『流域をたどる歴史5 近畿編』ぎょうせい，155～163頁。
- 35) 前掲11)，①，24頁。
- 36) 前掲6)，482頁。
- 37) 山口之夫(1970)：近世封建社会における貨幣地代移行への諸問題——伯太藩領河内国古市郡駒ヶ谷村の場合，木村武夫編『近世大阪平野の村落』所収，ミネルヴァ書房，275頁。
- 38) 前掲16)。
- 39) 前掲11)，②，1～34頁。
- 40) 荒蒔区有文書『宮座中間年代記，荒蒔村』(天正元年～天保五年)，『天理市史 史料編』(1958)所収，346～440頁。
- 41) 町史編纂委員会(1961)：『大三輪町史』291頁。
- 42) 前掲7)，322頁。
- 43) 芸濃町教育委員会編(1986)：『芸濃町史』299頁。
- 44) 奥田楽々斎(1958)：『多紀郷上史考上巻』多紀郷土史考刊行会，255～259頁。「御領分年々納高帳」が収録されている。
- 45) 福知山市史編さん委員会(1980)：『福知山市史史料編』，144～148頁。朝暉神社(祭神藩祖朽木たね積)に保管された朝暉会(旧士族会)所蔵の福知山藩政史料をまとめたもの。
- 46) 一宮町史編さん委員会(1985)：『一宮町史』445～450頁。宍粟郡18カ村——塩田・葛根・安志・三森・名坂・末広・栃原かげはし・梯・田井・母栖もす・須行名・市場・野田・能倉・東川内・東安積・構・杉田。

〔付記〕

本研究に当たって、御指導をいただいた地理学教室の立石友男・永野征男教授はじめ諸先生、澤田清・菊池万雄先生には手厚い御指導を賜わった。また、

恩師浅井辰郎先生には常々御指導をいただいている。西宮市瓦林町岡本家文書の調査については、当主岡本俊二氏、ご紹介いただいた神戸大学八木哲浩先生に感謝申し上げる。

RICE PLANTHOPPER DAMAGE TO CROPS AND LAND TAXES DISTRIBUTION IN THE KINKI DISTRICT IN KYOHO 17 (1732)

Nagayoshi IKEUCHI

The areas badly hit by planthopper damage within the Kinki District were Kii, Ise and Izumi which were domains belonging to the above two clans, but a study of the losses notified to the Shogunate government shows that the southeastern regions of Settsu and Harima should also be included in this list.

The rice plants of the severely affected areas had withered by the ear-sprouting period, but in Kinki, the rice plants which did not wither during the ear-sprouting period survived until the harvesting season.

The records of the headman of Izumi Sukematsu Village reveal that there was a greater outbreak of rice stem borers in Kyoho 17 (1732) than in the average year.

In August during the harvesting season, heavy rainfall occurred frequently, beating down the rice plants which had already been blighted by the planthopper damage, with the result that the rotting of unhulled rice made the disaster even worse.

Settsu Hamada Village was included among the 20 villages of the Kawarabayashi-gumi of the Amagasaki clan. Although *Kaimu-se* (entirely damaged parts in paddy fields) emerged in 28 plots which correspond to 10% of the total number of plots of rice fields, no reduction was granted in the land tax to be paid. This shows that the amount of harvest did not always directly affect land tax, which is an inevitable phenomenon when considering that the planthopper damage was subsiding in the neighbouring areas.

Cotton cultivation thrived in the town of Settsu Hirano Gori, with 54% of the rice fields yielding cotton and 88% of the plowed fields yielding cotton. In Kyoho 17 (1732), this town's land tax was 209% of that in Kyoho 16 (1731) and its payment of tax in silver rose to 335% of the preceding year, thus proving that the effects of insect damage were unheeded.

Based on the data on Kyoho 14 (1729), I worked out the ratios of the land taxes paid in the subsequent years until Kyoho 20 (1735) and located the rank of the land tax in Kyoho 17 (1732).

In the 7 villages of the northeastern part of Settsu and of northern Kawachi, the biggest drop in land taxes in each village did not take place in Kyoho 17 (1732). Nakakawachi, especially in Wakae-gun and Shibukawa-gun, cotton cultivation thrived by relying on the Handa-style cotton-cultivation method and the Kawa-ato newly reclaimed fields. In the 7 villages of Nakakawachi, land taxes had dropped in the years Kyoho 15 and 16 (1730-31), but in Kyoho 17 (1732), land taxes rose in all 8 villages, which shows that insect damage bore no

effect whatsoever. As for the 5 villages in southern Settsu and Minami Kawachi, the reduction in land taxes continued to linger between Kyoho 15 and 19 (1730-34), but the greatest drop was observed in Kyoho 17 (1732) in the villages of Sugimoto, Iwamuro and Miyake.

Among the 6 villages of Izumi, the following showed great drops in land taxes in Kyoho 17 (1732) : Namiune Village in the southern region with 42%, Jinenda Village with 56% and Minami-Oji Village with 48%. With regard to the 4 villages in Yamato, Haginomoto Village marked its greatest drop in Kyoho 17 (1732) with 54% and *Jomen* was applied in Kyoho 16 (1731) and Kyoho 18 (1733). In Tsuji Village, land taxes rose from 63% of Kyoho 16 (1731) to 83% in Kyoho 17 (1732). In Tobi Village, the reduction of land taxes continued to linger for several years.

With regard to the 8 villages of Ise, the greatest drop in land taxes took place in Kyoho 17 (1732) in the 4 villages situated along the basin of the Ano River with 36% in Hayashi Village with 52% in Okamoto Village, 58% in Tamon Village and 61% in Koyama Village.

Among the 5 villages of Tango, Tajima and Omi, the effects of planthopper damage on the land taxes in Kyoho 17 (1732) can be seen in Tajima Ibu Village with 96%. This is a slight drop, but *Jomen* was applied in all the years except in Kyoho 17 (1732). The greatest drops for the Tanba Sasayama Clan and the Fukuchiyama Clan did not occur in Kyoho 17 (1732).